

大阪府民 非課税世帯 全員提出（非課税世帯でない場合は提出不要）

生徒・保護者のみなさんへ

平成 30 年 7 月 9 日
大阪暁光高等学校
事務長 吉崎泰弘

2018 年度 奨学のための給付金（大阪府）申請書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

2018 年度の奨学のための給付金（大阪府）の申請に関する書類をお送りします。

この給付金の受給には、以下の条件が必要です。

・ 平成 30 年度の所得割額が非課税もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯

大阪府教育庁の指導により、在籍するすべての大阪府在住生徒に配布しております。上記条件に当てはまらない方はこの関係書類は破棄していただいて問題ありません。

今回の申請により、2018 年度の授業料以外に必要な費用（本校の場合「諸費用」にあたります）の負担軽減を目的として、52,600 円～138,000 円の給付金支援を受けることができます。今年度から学校が代理受領することになりました。2019 年 1 月ごろ相殺精算予定です。

生徒、親権者とも大阪府民（単身赴任等一部例外あり）の方で上記条件に当てはまる方は、下記提出期限までにご提出下さい。

提出期限：7 月 23 日（月） **提出場所：事務室提出ボックス**

以下、ご注意ください。

- 生徒本人および兄弟姉妹の健康保険証の写し（コピー）を貼付する場合は全面をしっかりとりのり付けして下さい。
- 国の就学支援金、府の支援補助金申請で所得証明書等を正しく提出している場合は課税額等を証明する書類の添付を省略することができます。
- 兄弟姉妹の高等学校の在学証明書、住民票を提出する必要がある人は、のり付け等せず、申請書と一緒に封筒に入れて提出して下さい。
※ 兄弟姉妹の在学証明書の右上に本校生徒の「学年・組・番号・生徒氏名」を書いておくこと。
（例：3-7-18 暁光太郎）
- 送られてきた「グレーの封筒」を提出用封筒として使用して下さい。
- 期限を過ぎてから提出された場合、奨学のための給付金が受給できなくなる場合がありますので十分注意して下さい。